

## 土地関係の届け出はお早めに

広い面積の土地の売買や開発には、あらかじめ届け出や許可申請が必要です。手続きをしなかった場合、法令で罰せられることもありますので、ご注意ください。

### 届け出などを必要とするもの

| 項目                                                                            | 関係法令    | 町の窓口  |
|-------------------------------------------------------------------------------|---------|-------|
| 1万㎡(1ha)以上の土地の売買                                                              | 国土利用計画法 | 企画財政課 |
| 農用地を売買・賃借したり、ほかの用途に転用                                                         | 農地法     | 農業委員会 |
| 農用地区内における用途変更や特定の開発行為<br>具体例 ・用途変更～農業用関連施設など<br>・除外～農家住宅建設など<br>・開発行為～火山灰採取など | 農振法     | 農林商工課 |
| 森林の伐採・人工造林または天然更新完了時やほかの用途に転用したり、森林所有者が変更になった場合                               | 森林法     |       |

## 児童手当・児童扶養手当の制度

### 児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として支給される手当です

■支給対象 0歳から中学校修了(15歳になったあとの最初の3月31日)前の児童を養育している父母など

- 支給額
- 0歳から3歳未満 1万5,000円(一律)
  - 3歳から小学校修了前 1万円(第3子以降は1万5,000円)
  - 中学生 1万円(一律)

※所得制限限度額以上の方は児童1人につき5,000円の支給となります。また、令和4年6月より所得上限限度額が設けられ、所得が基準額以上の方は児童手当が支給されません。所得制限限度額および所得上限限度額の詳細については下記QRをご確認ください。



◀「所得制限限度額および所得上限限度額」について

■支給時期 原則として2月、6月、10月にそれぞれの前月分まで支給

### 児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親家庭など)の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です

■支給対象 18歳に到達したあとの最初の3月31日までの児童(心身におおむね中度以上の障がいがある場合は20歳未満まで)を養育している父母など

- 支給額(令和5年4月から)
- 児童1人目
    - ・全部支給 4万4,140円
    - ・一部支給 4万4,130円～1万410円
  - 児童2人目
    - ・全部支給 1万420円加算
    - ・一部支給 1万410円～5,210円加算
  - 児童3人目
    - ・全部支給 6,250円加算
    - ・一部支給 6,240円～3,130円加算
- 支給時期 原則として1月、3月、5月、7月、9月、11月にそれぞれの前月分まで支給

■問合せ 福祉保健課社会福祉係(☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番)

## フッ素で虫歯を予防

フッ素を歯の表面に塗ることで、歯を丈夫にします。虫歯予防のため、フッ素塗布を受けましょう。町では「フッ素塗布受診券」を配布しています。受診方法に関する詳しい内容については、対象年齢のお子さんがある家庭に個別にお知らせします。受診券で一部料金助成が受けられますので、ぜひご活用ください。

- 対象 1歳から未就学児
- 実施機関 町内の歯科医院
- 自己負担 800円(受診券で1,600円の助成が受けられます)
- 問合せ 子ども未来課子ども支援係(☎47-2367)



## 予防接種を受けましょう

赤ちゃんは成長するとともにお母さんからもらった病気に対する抵抗力(免疫)がだんだんと弱まるため、病気を予防し、元気に成長するためには予防接種を受けることが大切です。予防接種を正しく理解し、必要な時期に、必要な予防接種を受けましょう。

予防接種の内容については、新生児訪問などで個別にお知らせしていますが、転入などにより、各予防接種受診票がお手元でない場合は、ご連絡ください。

- 予防接種を受け忘れていませんか
- 母子手帳を確認してみましょう。予防接種のスケジュール管理には、「くんねっぶ子育てアプリ」もぜひご活用ください。接種回数、接種間隔、接種期間についてご不明な点は、子ども未来課子ども支援係(☎47-2367)まで。



◀「くんねっぶ子育てアプリ」

## 訓子府町収納代理金融機関変更のお知らせ

(株)北海道銀行からの申し出により、(株)北海道銀行の訓子府町収納代理金融機関としての指定が、令和5年3月31日をもって終了となりました。

令和5年4月1日以降、北海道銀行で訓子府町の町税、保険料、使用料および上下水道料金などを窓口納付する場合は、手数料が必要となります。

これまで北海道銀行で納付いただいていた方は、下記の金融機関または訓子府町役場窓口での納付をお願いします。

大変ご不便をお掛けしますが、ご理解願います。

- 納付に関する問合せ
- ・町税に関すること 町民課(☎47-2193)
  - ・保険料に関すること 福祉保健課(☎47-5555)
  - ・住宅使用料に関すること 建設課(☎47-2118)
  - ・上下水道料に関すること 上下水道課(☎47-2118)
  - ・その他 出納室(☎47-2162)

【令和5年4月以降、納付できる場所】  
※手数料はかかりません。

|                |
|----------------|
| ○次の金融機関の本店、各支店 |
| ・北見信用金庫        |
| ・きたみらい農業協同組合   |
| ・ゆうちょ銀行、郵便局    |
| ○訓子府町役場窓口      |

■問合せ 企画財政課財政係(☎47-2115 役場2階 窓口12番)